

報酬規程（契約社員用）

（目的）

第1条 本規程は、就業規則第7条各号に規定する有期契約等の社員の報酬について、その取扱い基準について定める。

（報酬の種類）

第2条 契約社員に支払われる報酬の種類は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 割増手当
- (3) 通勤手当

2 前項に関わらず、時給制など個別に労働契約を結んでいる場合には、それを優先する。

（基本給）

第3条 契約社員の基本給は、対象者の職歴や業務知識に応じて、毎年度個人別に決定する。

- 2 当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額1,112円とする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。
- 3 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。

（割増手当）

第4条 割増手当は、業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた契約社員に対して、所定勤務時間以外に勤務した時間について支給する。ただし、1日の実労働時間が8時間または、1週間の実労働時間が40時間に達するまでは、割増手当は支給しない。

- (1) 平日時間外勤務手当…1日の実労働時間が8時間または1週間の実労働の時間が40時間を越える平日勤務に対して支給する手当。
 - (2) 法定休日勤務手当…週1日の法定休日の勤務に対して支給する手当。当社では日曜日とする。
 - (3) 所定休日勤務手当…前号の法定休日以外の休日勤務に対して支給する手当。（例：祝日、土曜休日等）
 - (4) 深夜勤務手当…平日・休日に関わらず、22:00から5:00までの勤務に対して支給する手当。上記(1)～(3)に加算して支給する。
- 2 前項の場合において、勤務した時間の計算は、その都度1分単位とする。なお、休憩時間は含めない。
 - 3 割増勤務や欠勤などの控除時に用いる勤務1時間あたりの給与額は、以下にて算出し、円未満の端数は切り上げることとする。個別に労働契約を結んでいる場合には、第2条第2項を準用する。

基準内給与（基本給）

週5日勤務の場合の所定勤務時間 [20日×8時間]

÷ (本人の出勤割合)

4 1時間あたりの割増手当は、前項の1時間あたりの給与額に割増率をかけることで求める。

(時間外勤務手当) = (1時間あたりの金額) × (該当する割増率)

(割増率)

第5条 時間外労働に対する割増賃金は次の割増賃金率に基づき、次の計算方法により支給する。

(1) 1ヶ月の時間外労働時間数に応じた割増賃金率は次の通りとする。なお、この1ヶ月は毎月1日を起算日とする。

①時間外労働60時間以下: 25%

②時間外労働60時間超: 50%

1年間の時間外労働時間数が360時間を越えた部分については、25%とする。なお、この場合の1年は4月1日を起算日とする。

(2) 法定期休日勤務手当: 35%

(3) 所定期休日勤務手当: 25%

(4) 深夜勤務手当: +25%

2 上記第1号①及び②で規定する60時間は、前条第1項第1号の平日時間外勤務手当、第3号の所定期休日勤務手当の支給対象時間合計とする。

(通勤手当)

第6条 自宅から勤務先までの通勤方法および費用を、別に定める『通勤方法申請書』によって申請する。これに基づき、以下の項目について、月額50,000円を上限として実費支給する。なお、第2号、第3号については、申請時に、期間と金額が表示された証憑を添付する。

私有車の燃料代 … マイカー通勤が認められている者に対して、往復通勤距離から算出して支給。円未満は切り上げる。

往復通勤距離(Km) × ガソリン単価(円/L) × 20日 ÷ 燃費(10Km/L)

※ガソリン単価は、経済産業省が発表している神奈川県内のレギュラーガソリン現金価格より、当月第1週発表の値(円未満四捨五入)を用いるものとする。

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html

(1) 駐車場代、駐輪場代 … 実費(6ヶ月契約もしくは月極額)

(2) 定期券代 … 原則として6ヶ月定期券代を、入社月の翌月分から支給する。入社月の通勤交通費については申請に基づき実費を支給する。

2 前項において、複数の通勤方法が考えられる場合には、費用と所要時間を比較し、より合理的な方法を所属長が許可することとする。

(期間中における手当額変更)

第7条 月極で一定額を支給する各種手当については、条件変更のあった給与計算期間から金額を変更する。また、1日あたりの所定労働時間の長短による金額の変動は行わない。

(給与の計算期間および支給日)

第8条 基本給および割増手当の計算期間は以下の通りとする。

給与計算期間	給与支給日※
当月1日から当月末日	翌月25日

※支給日が銀行休業日にあたるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約社員の請求により給与

支給日の前であっても既往の勤務に対する給与を支給することがある。

- (1) 契約社員の退職、解雇のとき
- (2) 契約社員もしくはその収入によって生計を維持している者が、結婚、出産、疾病、災害、死亡のため、費用を要するとき
- (3) 契約社員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき

(給与の計算方法)

第9条 遅刻、早退、欠勤により、所定就業時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対する賃金を支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのあるときはこの限りでない。

- 2 前項の場合において、休業した時間の計算は、その都度1分単位とする。
- 3 支給しないこととする賃金の計算について、1時間あたりの賃金は第4条に定める計算式を準用する。
- 4 給与計算期間の中途において入社または退職した者の当該計算期間の給与は、勤務した日数に対して支給する。なお、この計算については、給与締切期間における就業日数分の給与を、当該月の全就業日数で割ったものとする。
- 5 当日始業時間までに休暇連絡のない場合は、無断欠勤とみなす。
- 6 交通機関の遅延による遅刻の場合には、当該機関が発行する証明書を提出することで、出勤扱いとする。

(臨時休業の賃金)

第10条 会社都合により臨時休業した場合には、労働基準法にそって、休業1日につき当該契約社員の報酬の100分の60を支給する。

(給与の支給および控除)

第11条 給与は全額、通貨をもって直接本人に支給するか、もしくは本人が別に定める『給与等振込口座申請書』によって届け出た本人名義の預金口座に払い込むこととする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、これを控除して支給する。なお第2号以下については社員代表との控除協定により、契約社員の了解のもとに控除するものとする。
 - (1) 所得税、住民税、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の負担金等法令により定められたもの
 - (2) 本人が直接控除を要求した生命保険料、自動車保険料、火災保険料、本人名義預金、財形貯蓄、社員共済会掛金および社員旅行積立金等
 - (3) 会社貸付金、立替金等の返済金
 - (4) 給食費の個人負担分
 - (5) その他双方が合意したもの

(特別休暇等の賃金)

第12条 就業規則に定める特別休暇などにおける賃金は、次の各項による。

- 2 就業規則第33条、第35条及び第36条の休暇については、これを出勤したものとして取り扱い、所定の勤務時間に勤務した場合に支給する通常の賃金を支給する。
- 3 就業規則第37条第1項第1号から第11号に定める休暇、および同条第4項に定める2日を上限とする休暇については、これを出勤したものとして取り扱い、所定の勤務時間に勤務し

た場合に支給する通常の賃金を支給する。なお、同条第1項第8号の休暇については、就業が困難な休日のうち毎月1日のみ通常の賃金を支給する。

- 4 就業規則第38条に定める産前・産後の休暇、第42条に定める育児休業および第43条に定める介護休業については、健康保険法・労働基準法に基づく手当金を受けるものとして通常の賃金は支給しない。ただし、育児休業規程に定める育児時間および就業規則第44条に定める子の看護休暇、並びに就業規則第44条の2に定める介護休暇については、賃金を支給する。
- 5 就業規則第39条に定める母性健康管理のための休暇については、通常の賃金は支給しない。
- 6 就業規則第45条に定める公民権行使の時間については、これを勤務したものとして取り扱い、賃金を支給する。

付 則

(施 行)

第13条 この規程は、2024年2月7日に制定、施行する。

この規程は、2024年5月1日に改定、実施する。